

Q 災害時に避難所を開設する場合の留意事項について教えてください。

A 暴風雨や地震、近隣での火災等の災害時、近くの学校等に住民が避難することがあります。避難場所には、地域が危険な状態になったときに避難する大規模な公園など「広域避難場所」、災害時の危険を回避するため、一時的に避難する広場や学校の校庭など「一時避難場所」、一定期間の避難生活を送ることができる学校体育館や公民館などの「収容避難場所（避難所）」があります。住民が災害の危険から身を守るために避難する学校の体育館は、「収容避難場所（避難所）」に当たります。

避難所の開設・運営には、市町村の防災、災害対策担当部局が当たることになります。教職員がすべきことは、まず児童生徒の安全確保、安否の確認、被害状況の把握等及びそれらの報告ということになります。

毎年のように見舞われる台風や集中豪雨等による避難所の開設を例にとると、市町村の災害対策部局から教育委員会を通して学校へ避難所開設の連絡や予告があります。同時に災害対策部局から指定された係員が指示された時刻に学校の体育館を解錠し開設作業を行います。係員が間に合わないときは、教職員が準備をすることになるでしょう。

いよいよ開設となると、教職員は、学校の施設設備（電気、水道、備品、資材等）について、たとえば、飲用の高架水槽の水、トイレ用に使うプール等の溜水の利用のしかたや、地域の防災倉庫に保管している物品などについて適切に情報提供を行う必要があります。そのため、普段から、避難所としての学校の役割を考え、緊急時に備えて市町村の災害対策担当部局や自治会役員等と協議し、学校敷地内にある防災設備等についても確認をしておくことが必要です。また、体育館以外の施設である保健室、調理室さらには教室等の開放が求められる場合も考えられます。その際、災害の状況や後の教育活動再開を見通して慎重に考えなければなりません。

避難所の開設・運営は、主に行政機関が進め、教職員や自治会、ボランティアがそれに協力することになりますが、実際には、避難所が開設される場所が学校であるということから教職員にかかる期待は大きいと思います。一日でも早い教育活動の再開に向けて、教職員が避難所運営への努力を続けた事例は多くあります。平成7年1月の阪神・淡路大震災では、避難者数がピーク時に32万人に達し、そのうちの6割以上が学校に避難しました。何の準備もないままに学校は避難所となり、避難生活が長期化する中で新学期がスタートした学校も少なくないということです。こうした混乱の中で、学校の教職員が避難所において重要な役割を果たしたことに高い評価が寄せられたことはよく知られています。

現在、市町村には、一定規模の地区を単位とした「自主防災組織」（行政の指導の下、自主的に結成し、自発的な防災活動を行う組織）が設けられています。この組織の役員や自治会の役員、さらにボランティアの方々の活動が期待されます。教職員もこれらの方々とともに、避難者が主体的につくる避難生活に協力し、自然災害という非常事態の中でも皆が少しでも快適に生活できるようにすることが求められます。

文部科学省からは、「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」（通知）が平成29年1月に出されています。奈良県では、子どもの防災力向上のために「奈良県学校地震防災教育推進プラン（平成18年1月）」が策定されています。その中の「防災計画編」の「IV 学校（園）における地震発生時の安全確保」「6 避難所としての学校の対応」の項目があり、「地震発生」から「学校（園）の再開に向けた対応」までの必要なことについてまとめてありますので参考にしてください。

校種

全校種